

8.1.12 景 觀

8.1.12 景 観

(1) 調 査

A. 調査内容

本事業の実施に伴う景観への影響について、予測・評価に係る基礎資料を得ることを目的として、下記項目について調査した。

a. 景観の状況

- (ア) 主要な視点場の状況
- (イ) 主要な自然景観及び都市景観資源等の状況
- (ウ) 主要な景観の状況

b. 自然的・社会的状況

- (ア) 規制等の状況
 - 1) 都市計画法に規定する風致地区
 - 2) 景観法に規定する景観計画
 - 3) 札幌市景観条例に規定する景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域
 - 4) 札幌市景観条例に規定する都市景観形成基準及び地域景観形成基準

B. 調査地域・調査地点

a. 景観の状況

調査地域は、近景域と呼ばれる範囲(事業区域から約500mの範囲)及び主要な眺望地点(展望台等)とした。

現地調査の調査地点は、計画建築物を視認できると予想される調査地域を代表する札幌駅周辺及び交差点9地点(地点1～9)、並びに主要な眺望地点(展望台等)3地点(地点10～12)の合計12地点とした(図8.1.12-1(1)～(2)参照)。

b. 自然的・社会的状況

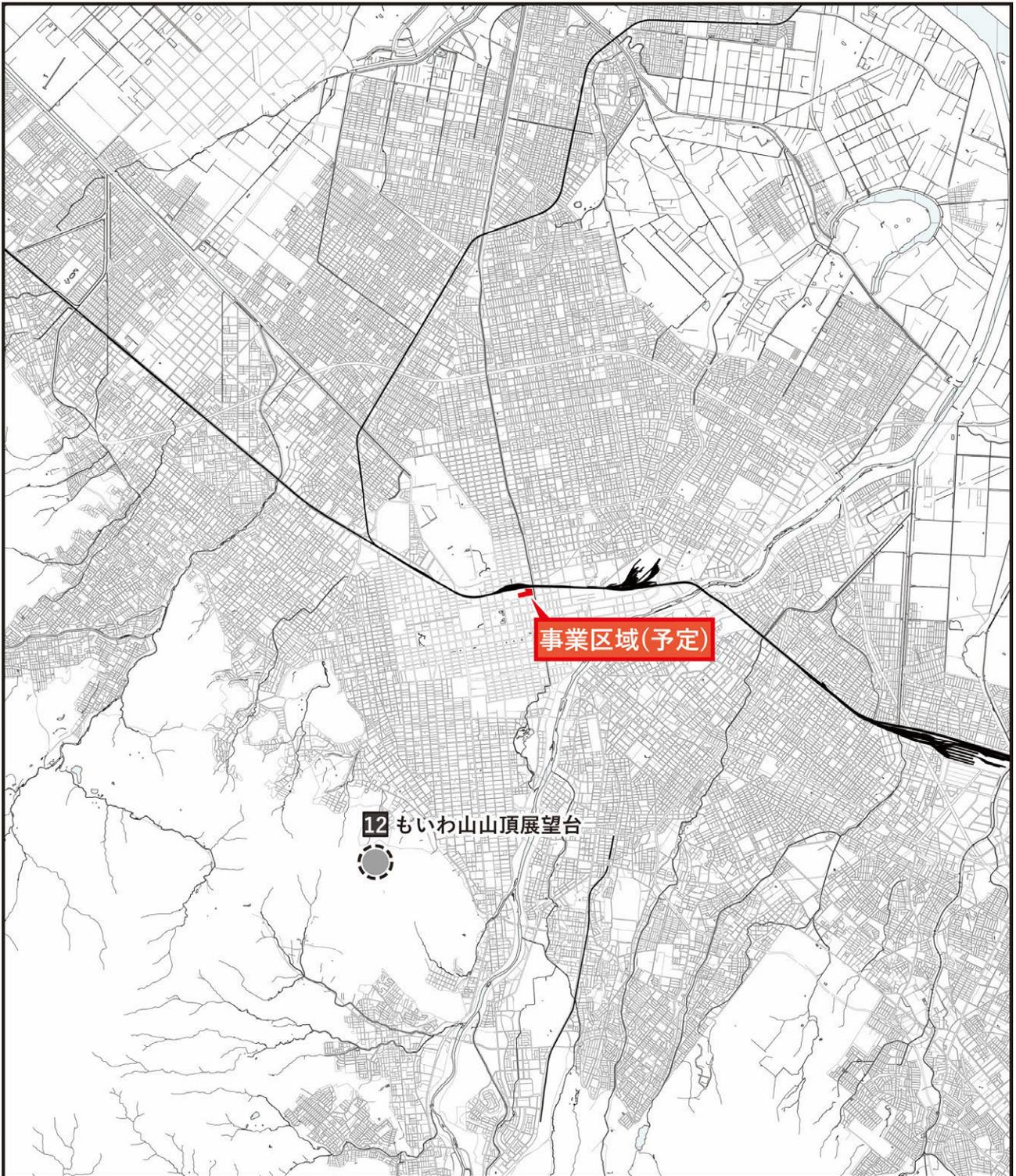
調査地域は、近景域と呼ばれる範囲(事業区域から約500mの範囲)とした。



- 凡例
- : 事業区域(予定)
 - : 施行区域(予定)
 - : 事業区域から500mの範囲
 - : 景観写真撮影地点
(主な視点場 : 地点1~9)
(主要な眺望地点 : 地点10~11)

図8.1.12-1(1) 景観に係る調査地点





- : 事業区域(予定)
- : 景観写真撮影地点
(主要な眺望地点 : 地点12)

凡
例

図8.1.12-1(2) 景観に係る調査地点



C. 調査方法

a. 景観の状況

(ア) 主要な視点場の状況

調査は、現地調査(現地踏査)による方法とした。

(イ) 主要な自然景観及び都市景観資源等の状況

調査は、調査資料(「自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図」等)を収集・整理・解析する方法とした。

(ウ) 主要な景観の状況

調査は、現地調査による方法(現地踏査及び写真撮影による方法)とした。

写真撮影は、通常人が正面を見た際の視野範囲が再現できるように考慮した撮影方法を基本とした。写真撮影諸元は、表8.1.12-1に示すとおりである。

表8.1.12-1 写真撮影諸元

項目	写真撮影諸元	
使用カメラ	夏季・落葉季	NIKON Z 6
	冬季	Canon EOS 6D Mark II
使用レンズ	夏季・落葉季	NikkorS 14-30mm f/4S
	冬季	Canon EF24-105mm F4L IS II USM
水平画角※	約65°	
撮影高さ	G.L.+ 約1.5m	

注1)冬季において、積雪等により夏季・落葉季と同様の位置での撮影が困難であった地点については、適宜トリミングを行い、他の季節と同程度の撮影範囲となるように補正した。

注2)地点9(時計台)の夏季のみ、冬季の写真撮影諸元と同様の機材を用いた。

※: 撮影高さは約1.5m、水平角は0°、焦点距離は28mm(35mm版換算)(水平画角約65°)とする。(参考:「自然環境アセスメントマニュアル」(自然環境アセスメント研究会))

b. 自然的・社会的状況

(ア) 規制等の状況

1) 都市計画法に規定する風致地区

調査は、調査資料(「都市計画法に規定する風致地区」)を収集・整理する方法とした。

2) 景観法に規定する景観計画

調査は、調査資料(「景観法に規定する景観計画」)を収集・整理する方法とした。

3) 札幌市景観条例に規定する景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域

調査は、調査資料(「札幌市景観条例に規定する景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域」)を収集・整理する方法とした。

4)札幌市景観条例に規定する都市景観形成基準及び地域景観形成基準

調査は、調査資料(「札幌市景観条例に規定する都市景観形成基準及び地域景観形成基準」)を収集・整理する方法とした。

D. 調査期間及び時期

a. 景観の状況

調査時期は、現況とし、現地調査は調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に景観の状況を把握できる時期(夏季、落葉季、冬季)とした。

景観写真撮影日等は、表8.1.12-2に示すとおりである。

表8.1.12-2 主要な景観写真撮影日等

調査地点		撮影日(天候)
1	南口駅前広場	夏季
2	札幌駅北口交番	令和2年8月24日(晴)
3	北7条創成川通交差点	/令和3年8月26日(曇)
4	北4条創成川通交差点	
5	北5条東3丁目通交差点(中央中学校付近)	落葉季
6	北10条創成川通交差点(北九条小学校付近)	令和2年11月27日(曇)
7	北8条東4丁目線交差点	/令和2年12月5日(晴)
8	札幌教会	冬季
9	時計台	令和3年2月13日(曇)
10	JRタワー展望室T38	/令和3年2月17日(曇)
11	さっぽろテレビ塔展望台	/令和3年3月27日(曇)
12	もいわ山山頂展望台	/令和3年2月28日(曇)

b. 自然的・社会的状況

調査時期は、現況とした。

E. 調査結果

a. 景観の状況

(ア) 主要な視点場の状況

事業区域周辺は概ね平坦な地形であり、中高層建築物が立ち並んでいることから、計画建築物を視認できると予想される地点は、事業区域方向の前面に開けた空間がある広場等の地点や道路沿いの事業区域を見通せる地点、並びに展望台等に限定される状況にある。

主要な視点場の状況は、表8.1.12-3に示すとおりである。

表8.1.12-3 主要な視点場の状況

区分	地点	調査地点	主要な視点場の状況	事業区域からの方位・距離
近景域	1	南口駅前広場	事業区域西南西側約150mに位置し、札幌駅南口駅前広場として、JRやバスを利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。	事業区域西南西側約150m
	2	札幌駅北口交番	事業区域北西側約300mに位置し、札幌駅北口駅前広場として、JRやバスを利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。	事業区域北西側約300m
	3	北7条創成川通交差点	事業区域北東側約170mに位置し、北7条通と創成川通の交差点として、不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。	事業区域北東側約170m
	4	北4条創成川通交差点	事業区域南東側約210mに位置し、北4条通と創成川通の交差点に位置する歩道橋上であり、不特定多数の人々が往来する地点である。	事業区域南東側約210m
	5	北5条東3丁目通交差点 (中央中学校付近)	事業区域東側約300mに位置し、北5条手稲通と東3丁目通の交差点として、交差点を利用する不特定多数の人々及び中央中学校の関係者(教員・生徒等)が往来・滞留する地点である。	事業区域東側約300m
	6	北10条創成川通交差点 (北九条小学校付近)	事業区域北側約540mに位置し、北10条通と創成川通の交差点として、交差点を利用する不特定多数の人々及び北九条小学校の関係者(教員・児童等)が往来・滞留する地点である。	事業区域北側約540m
	7	北8条東4丁目線交差点	事業区域北東側約520mに位置し、北8条通と東4丁目線の交差点として、交差点を利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。	事業区域北東側約520m
	8	札幌教会	事業区域南南東側約450mに位置し、登録有形文化財として、施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。	事業区域南南東側約450m
	9	時計台	事業区域南側約500mに位置し、時計台として、観光施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。	事業区域南側約500m
展望台等	10	JRタワー展望室T38	事業区域北西側約50mに位置し、JRタワー展望室T38として、地上38階・高さ160mの展望施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。	事業区域北西側約50m
	11	さっぽろテレビ塔展望台	事業区域南南東側約730mに位置し、さっぽろテレビ塔展望台として、高さ90mの展望施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。	事業区域南南東側約730m
	12	もいわ山山頂展望台	事業区域南南西側約5,000mに位置し、もいわ山山頂展望台として、標高約500mの山頂展望施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。	事業区域南南西側約5,000m

注) 「事業区域からの方位・距離」は、事業区域中央付近からの方位及び事業区域境界からの距離を示す。

(4) 主要な自然景観及び都市景観資源等の状況

「第3回自然環境保全基礎調査」(環境庁)による事業区域周辺の自然景観資源の状況は、表8.1.12-4及び図8.1.12-2に示すとおりである。

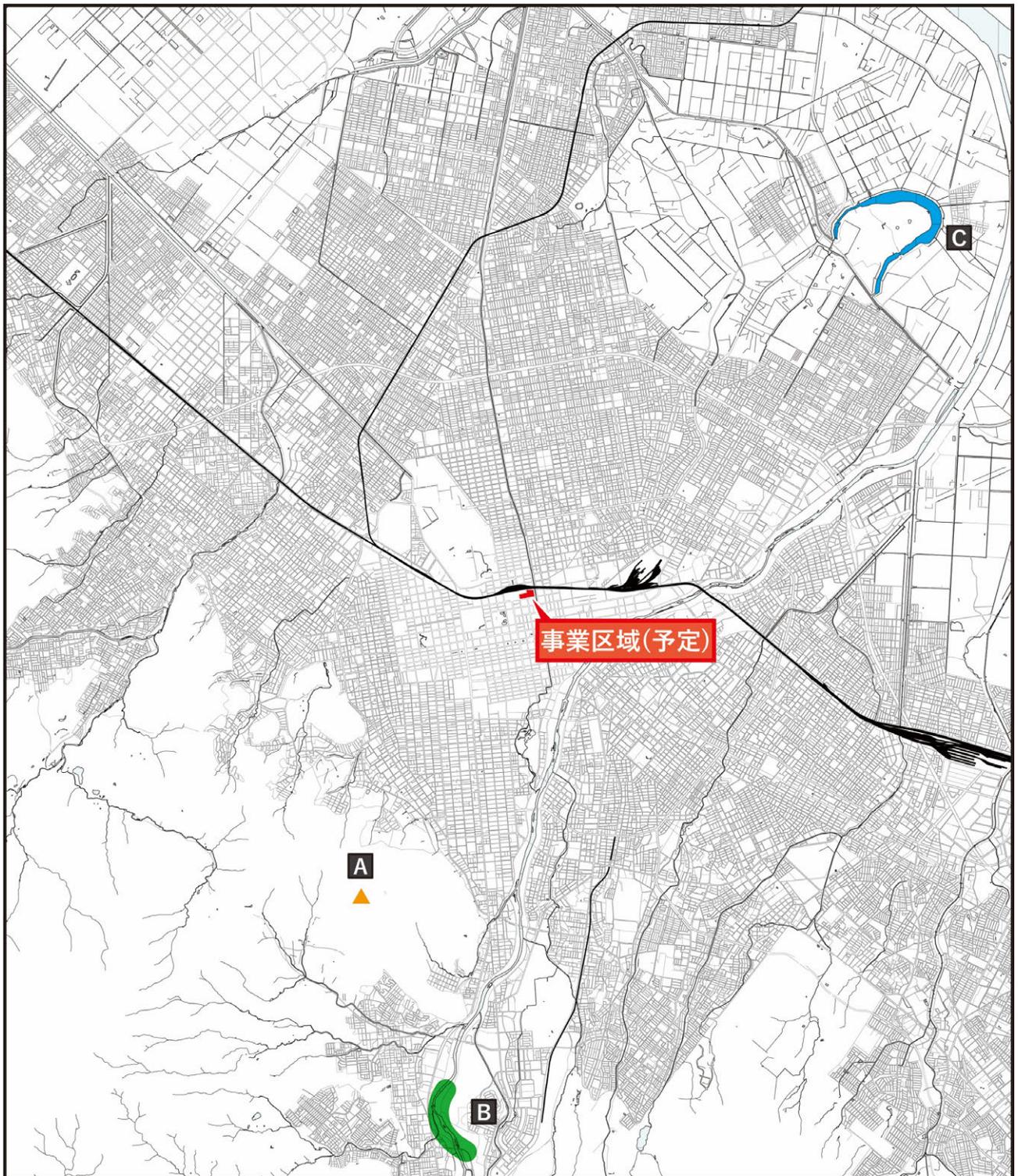
事業区域から約5 km以上離れた地域に、非火山性孤峰(地点A:藻岩山)、峡谷・溪谷(地点B:豊平川・藻南公園付近)、湖沼(地点C:モエレ沼)が分布している。

また、事業区域周辺の都市景観資源としては、表8.1.12-5及び図8.1.12-3に示すとおり、重要文化財に指定されている赤れんが庁舎(地点c)及び時計台(地点d)、展望台として利用されているJRタワー展望室T38(地点a)及びさっぽろテレビ塔展望台(地点e)、公園等として利用されている大通公園(地点f)等が分布している。

表8.1.12-4 事業区域周辺の自然景観資源

地 点	自然景観資源名	名 称
A	非火山性孤峰	藻岩山
B	峡谷・溪谷	豊平川・藻南公園付近
C	湖 沼	モエレ沼

出典:「第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図」(環境庁)



凡例

- : 事業区域(予定)
- : 非火山性孤峰(地点A)
- : 峡谷・溪谷(地点B)
- : 湖沼(地点C)

注) 下記出典資料をもとに作成
 出典: 「第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図」(環境庁)

図8.1.12-2 自然景観資源位置図



表8.1.12-5 都市景観資源

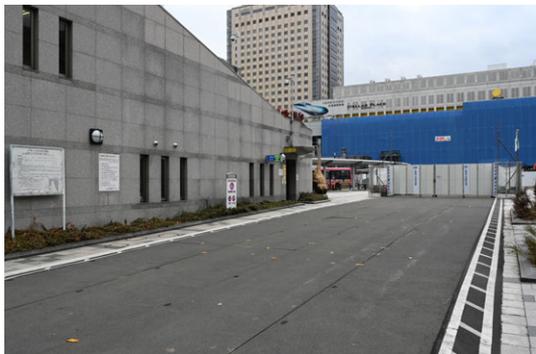
地点	主要な眺望点	分類	距離	概要
a	JRタワー展望室 T38	展望施設、 観光施設	近景	地上38階・高さ160mの展望室で、札幌の市街地と周辺の山並みが一望できる施設である。
b	札幌市北3条広場 (アカプラ)	広場	近景	札幌駅前通と赤れんが庁舎の間に位置し、様々な活動や気軽に憩うことができ、継続的・恒常的なぎわいの創出の場として新たに整備される空間である。
c	赤れんが庁舎	重要文化財、 観光施設	近景	北海道開拓の歴史を伝える象徴的建造物として、道内外、海外からの観光客にも親しまれている施設である。
d	時計台	重要文化財、 観光施設	近景	開拓期のアメリカ中・西部で流行した風船構造と呼ばれる木造建築様式が特徴の建物で、写真撮影が多い人気の観光スポットである。
e	さっぽろテレビ塔 展望台	展望施設、 観光施設	中景	高さ90mの展望台で、札幌の市街地と周辺の山並みが一望できる施設である。
f	大通公園	景観計画重点区域、 公園	中景	92種、約4,700本の木々に囲まれたオフィス街のオアシスで、芝生や噴水の周りでは、観光客も市民も思い思いにくつろぐ公園である。
g	北海道大学植物園	観光施設	中景	植物学の教育・研究を目的に設置された北海道大学の施設で、広く一般にも公開され、「緑のオアシス」として多くの市民に親しまれている。
h	北海道大学構内	広場	中景	札幌農学校時代の明治の建物が今も活用されており、開放された構内は不特定多数の人々が散策等に利用している。



凡例	 : 事業区域(予定)
	 : 施行区域(予定)
	 : 事業区域から500mの範囲
	 : 主な眺望点(地点 a ~ h)
<p>図8.1.12-3 都市景観資源</p>	
<p>0 100 200 500m</p> <p>1 : 10,000</p>	
<p>N</p> 	

(ウ) 主要な景観の状況

主要な視点場(図8.1.12-1(1)～(2) 参照)からの景観の状況は、現況写真8.1.12-1～現況写真8.1.12-6に示すとおりである。

地点 1：南口駅前広場		
夏季		
冬季		<p>【現況】</p> <p>事業区域西南西側約150mに位置し、札幌駅南口駅前広場として、JRやバスを利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。</p> <p>正面に事業区域内の商業施設(エスタ)が、左側にJR札幌駅及び高層建築物(JRタワー)、右側に既存中高層建築物(札幌駅前合同ビル、北農ビル等)が眺望できる。</p>
地点 2：札幌駅北口交番		
夏季		
冬季		<p>【現況】</p> <p>事業区域北西側約300mに位置し、札幌駅北口駅前広場として、JRやバスを利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。</p> <p>正面に北口駅前広場と自転車駐輪場、その背後にJR札幌駅、高層建築物(JRタワー)が眺望できるが、事業区域内の既存建築物は視認できない。</p>

現況写真8.1.12-1 主要な景観の状況(地点 1～2)

地点 3 : 北 7 条創成川通交差点

<p>夏季</p>		<p>落葉季</p> 
<p>冬季</p>		<p>【現況】</p> <p>事業区域北東側約170mに位置し、北7条通と創成川通の交差点として、不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。</p> <p>正面に自走式駐車場(トラストパーク札幌ステーション)、その背後に事業区域内の商業施設(エスタ)が眺望できる。</p>

地点 4 : 北 4 条創成川通交差点

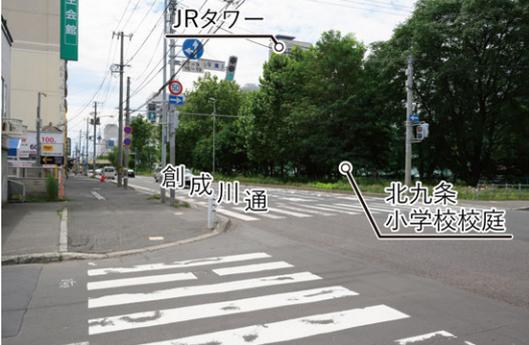
<p>夏季</p>		<p>落葉季</p> 
<p>冬季</p>		<p>【現況】</p> <p>事業区域南東側約210mに位置し、北4条通と創成川通の交差点に位置する歩道橋上であり、不特定多数の人々が往来する地点である。</p> <p>創成川通沿いの既存中層建築物(共済ビル、ホテルモントレ札幌 等)に並んで、事業区域内の既存駐車場が視認できる。</p>

現況写真8.1.12-2 主要な景観の状況(地点 3 ~ 4)

地点 5 : 北 5 条東 3 丁目通交差点(中央中学校付近)

<p>夏季</p>		<p>落葉季</p> 
<p>冬季</p>		<p>【現況】</p> <p>事業区域東側約300mに位置し、北5条手稲通と東3丁目通の交差点として、交差点を利用する不特定多数の人々及び中央中学校の関係者(教員・生徒等)が往来・滞留する地点である。</p> <p>北5条手稲通沿いの既存中層建築物(マンション、AFTビル等)の先に、高層建築物(JRタワー)及び事業区域内の商業施設(エスタ)が眺望できる。</p>

地点 6 : 北 10 条創成川通交差点(北九条小学校付近)

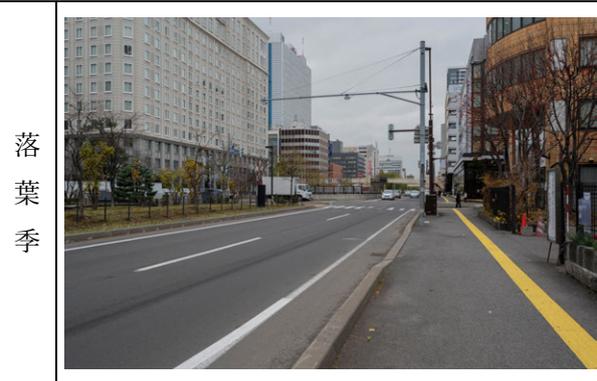
<p>夏季</p>		<p>落葉季</p> 
<p>冬季</p>		<p>【現況】</p> <p>事業区域北側約540mに位置し、北10条通と創成川通の交差点として、交差点を利用する不特定多数の人々及び北九条小学校の関係者(教員・児童等)が往来・滞留する地点である。</p> <p>創成川通及び北九条小学校の校庭の背後にJR札幌駅周辺の既存中高層建築物(JRタワー等)が眺望できる。</p>

現況写真8.1.12-3 主要な景観の状況(地点 5 ~ 6)

地点7：北8条東4丁目線交差点

<p>夏季</p>		<p>落葉季</p> 
<p>冬季</p>		<p>【現況】</p> <p>事業区域北東側約520mに位置し、北8条通と東4丁目線の交差点として、交差点を利用する不特定多数の人々が往来・滞留する地点である。</p> <p>事業区域は既存建築物の背後となり、事業区域内の既存中層建築物は視認できない。</p>

地点8：札幌教会

<p>夏季</p>		<p>落葉季</p> 
<p>冬季</p>		<p>【現況】</p> <p>事業区域南南東側約450mに位置し、登録有形文化財として、施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。</p> <p>創成川通沿いの既存中高層建築物(ホテルモントレエーデルホフ札幌、ANAクラウンプラザホテル札幌 等)、道路中央部には創成川公園が眺望できる。</p>

現況写真8.1.12-4 主要な景観の状況(地点7～8)

地点 9 : 時計台

<p>夏季</p>		<p>落葉季</p> 
<p>冬季</p>		<p>【現況】</p> <p>事業区域南側約500mに位置し、時計台として、観光施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。</p> <p>事業区域は既存建築物の背後となり、事業区域内の既存中層建築物は視認できない。</p>

地点 10 : JR タワー展望室 T38

<p>夏季</p>		<p>落葉季</p> 
<p>冬季</p>		<p>【現況】</p> <p>事業区域北西側約50mに位置し、JRタワー展望室T38として、地上38階・高さ160mの展望施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。</p> <p>展望室から水平方向に見ると、札幌市の市街地が一望できるが、事業区域は展望室の近接地にあり、展望室からは視認できない。</p>

現況写真8.1.12-5 主要な景観の状況(地点 9～10)

地点 11：さっぽろテレビ塔展望台

夏季		落葉季	
冬季		<p>【現況】</p> <p>事業区域南南東側約730mに位置し、さっぽろテレビ塔展望台として、高さ90mの展望施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。</p> <p>展望台から水平方向に見ると、札幌市の市街地が一望できるが、事業区域は既存建築物の背後となり、事業区域内の既存中層建築物は視認できない。</p>	

地点 12：もいわ山山頂展望台

夏季		落葉季	
冬季		<p>【現況】</p> <p>事業区域南南西側約5,000mに位置し、もいわ山山頂展望台として、標高約500mの山頂展望施設を訪れる観光客等の不特定多数の人々が利用する地点である。</p> <p>展望台からは水平方向に見ると、札幌市の市街地が一望でき、ほぼ中央部にJR札幌駅が位置している。</p>	

現況写真8.1.12-6 主要な景観の状況(地点11～12)

b. 自然的・社会的状況

(ア) 規制等の基準

1) 都市計画法に規定する風致地区

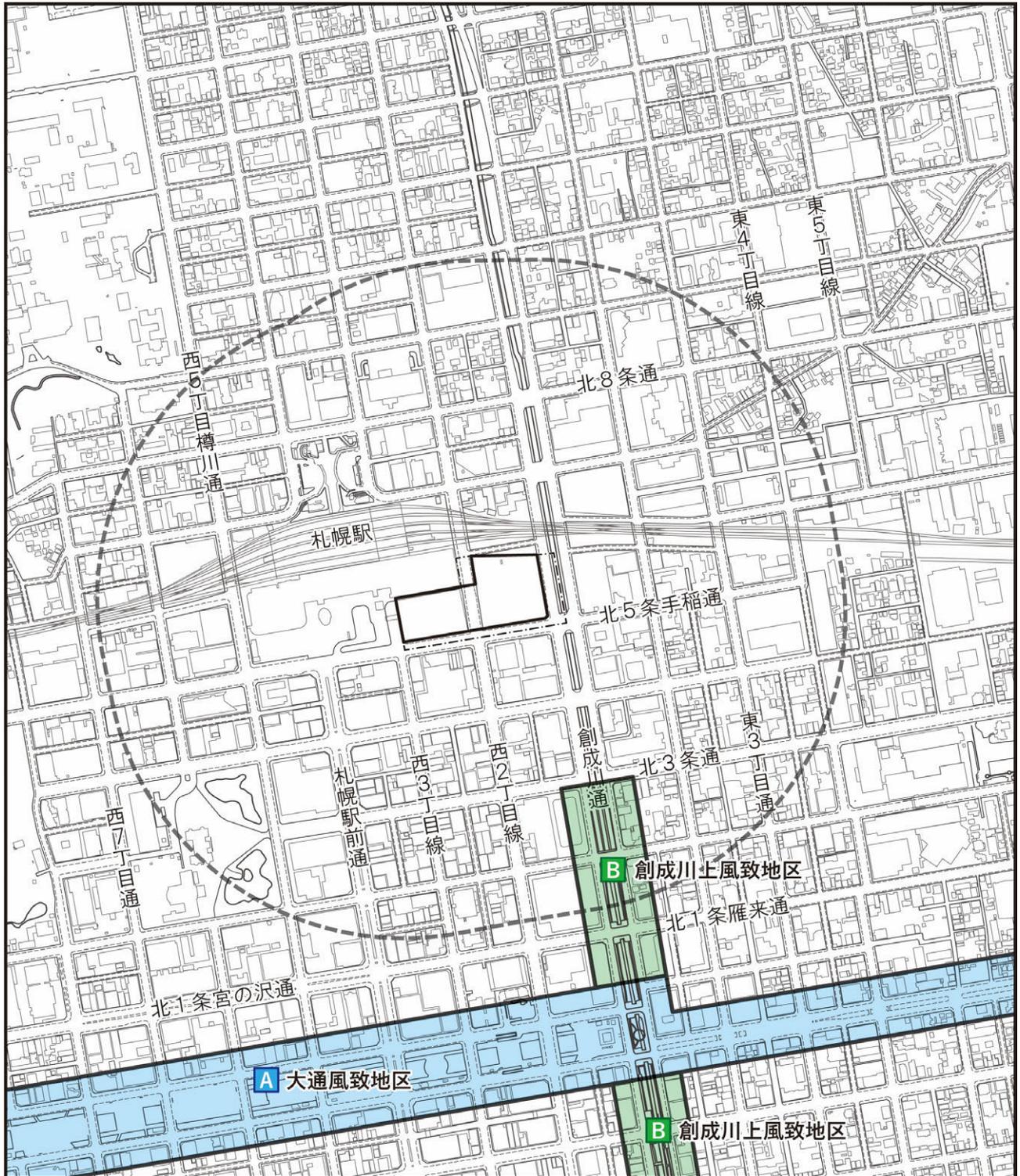
事業区域周辺における「都市計画法」第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区は、表8.1.12-6及び図8.1.12-4に示すとおりである。

事業区域の南側には、「大通風致地区」及び「創成川上風致地区」が指定されている。

表8.1.12-6 風致地区の指定状況

地点	名称	面積 (ha)	決定告示	変更告示	所在地
A	大通 風致地区	34.8	昭和14.7.8 (内)387	昭和41.12.2 (建)3876	札幌市中央区大通西13丁目～大通東6丁目、南1条東1～7丁目
B	創成川上 風致地区	12.4	昭和14.7.8 (内)387	昭和41.12.2 (建)3876	札幌市中央区南6条西1丁目・東1丁目～北2条西1丁目・東1丁目

出典：「風致地区制度(風致地区一覧)」(札幌市 令和3年8月閲覧)

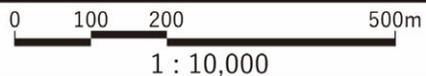


凡例

- : 事業区域(予定)
- : 施行区域(予定)
- : 事業区域から500mの範囲
- : 大通風致地区
- : 創成川上風致地区

注) 下記出典資料をもとに作成
 出典: 「風致地区制度(風致地区一覧)」(札幌市)

図8.1.12-4 風致地区指定位置図



2)景観法に規定する景観計画

札幌市景観計画は、景観法第8条第1項の規定による「良好な景観の形成に関する計画」として策定されたものである。札幌市の景観形成の総合的な指針として、市民・事業者・行政が共有し、相互に連携して、持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取組を推進するための施策を示している。

都市の主要課題として、今後の人口減少・超高齢化社会の到来、地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化など、札幌を取り巻く状況が大きく変化していくことが挙げられ、今後、個別の建築物や街区単位での段階的な更新が主体となると考えられることから、以下の考え方にに基づき、基本理念を「北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる」とした。

- ・積雪寒冷という北の風土の中で、「自然」と「都市」が近接していることが札幌の大きな魅力の一つ
- ・今後の景観形成にあたっては、「自然」、「都市」はもとより「人(暮らし)」も景観を構成する要素として幅広くとらえることが重要
- ・それぞれの要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つ美しい札幌の景観を、市民、事業者、行政等が共に手を携え、創り上げる

計画の対象区域は札幌市全域とし、全市的視点として「自然」、「都市」、「人(暮らし)」の3つの観点から、以下の方針を示している。

【自然～自然的特性を踏まえた景観形成の方針～】

気候等	<ul style="list-style-type: none"> ・四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図る。 ・特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図る。
地形 (山地、丘陵地、扇状地、平地)	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌の地形が持つ以下の特性を生かした景観形成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・山地：自然と市街地が近接、山並みのスカイライン、ひな壇状の街並み、坂 など ・丘陵地：波状の起伏（坂、崖、崖線の緑等）、山並みや平地への眺望 など ・扇状地：微地形等の札幌の原風景的イメージを想起させる場所 など ・平地：田園風景、防風林、遠景の山並み など ・特に、市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認できる要素であることから、山並みへの眺望に配慮した景観形成を図る。
水とみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な河川や市街地を取り巻くみどりなど、骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、歩行空間や隣り合う敷地間などにおけるきめ細かな水とみどりの連続性も考慮した景観形成を図る。 ・特徴ある水辺空間や拠点となるみどりを生かした景観形成を図る。 ・札幌の植生やシンボルとなる樹木などを生かした景観形成を図る。 ・水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図る。

【都市～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針～】

都心	<p>世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨格軸や交流拠点などの個性を生かした、風格のある魅力的な景観形成を図る。 人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図る。
拠点	<p>各拠点の特性を生かした景観形成</p> <p>〈地域交流拠点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な機能が集積し、多くの人々が集まる特性を踏まえ、活気が感じられる景観形成を図る。 市民の交流や活動の場となる公共的空間は、その目的や利用形態等を十分考慮してデザインするなど、特に良好な景観形成を図る。 <p>〈高次機能交流拠点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 各拠点の特徴的な機能の魅力が高まる良好な景観形成を図る。
複合型高度利用市街地	<p>利便性の高い快適な暮らしを演出する景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえ、地域特性に応じた、秩序と調和のある景観形成を図る。
一般住宅地	<p>居住環境の維持・向上に向けた景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域特性に応じ、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和する景観形成を図る。
郊外住宅地	<p>ゆとりある居住環境を重視した景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた、愛着のもてる景観形成を図る。
工業地・流通業務地	<p>周辺市街地と調和した景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 緩衝帯となるオープンスペースの確保や緑化の促進など、隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図る。
幹線道路等の沿道	<p>連続性のある道路景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨格となる幹線道路等を基軸として重視し、地域特性を踏まえた、連続性のある景観形成を図る。 隣接する周辺市街地等と調和した景観形成を図る。
市街地の外	<p>市街地を取り囲む自然的特性を重視した景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な自然環境や優良な農地の景観の保全を図る。 高次機能交流拠点周辺などで土地利用を行う際は、その特性を踏まえた景観形成を図る。

【人(暮らし)～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針～】

<p>歴 史</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建築物等に配慮した、魅力的な景観形成を図る。 ・格子状街路や防風林など、街の成り立ちを尊重した景観形成を図る。 ・れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図る。
<p>文化・暮らし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・深い雪の中で大都市としての生活・文化を育んできたことが札幌の個性の一つであることから、雪のある暮らしの充実に配慮した景観形成を図る。 ・市内外から多くの人々が訪れる場所では、市民や観光客等が魅力を感じられるよう、その場所の特性を踏まえるとともに、札幌の文化を尊重した景観形成を図る。 ・住宅地等では、地域ごとの住まい方の違いを踏まえ、地域住民が関わりながら、地域への愛着を高める景観形成を図る。 ・新築時はもとより、その後も適切な維持管理がなされ、時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図る。 ・社会経済状況等の変化により、使用されない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないように配慮する。

3) 札幌市景観条例に規定する景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域

札幌市景観条例は、「札幌らしい個性的で魅力的な都市景観の形成を推進し、もって快適な都市環境の創造と市民文化の向上に資すること」を目的として平成10年3月に制定し、景観法の制定に応じて平成19年12月に改正されている。

事業区域周辺における同条第12条第1項の規定により指定された景観計画重点区域は、表8.1.12-7及び図8.1.12-5に示すとおりである。

事業区域は、「札幌駅南口地区」に含まれている。

また、事業区域の南西側には、同条第42条の5第1項の規定による景観まちづくり推進区域として、「札幌駅前通北街区地区」が指定されている(図8.1.12-5 参照)。

表8.1.12-7 札幌市景観条例に基づく景観計画重点区域の指定状況

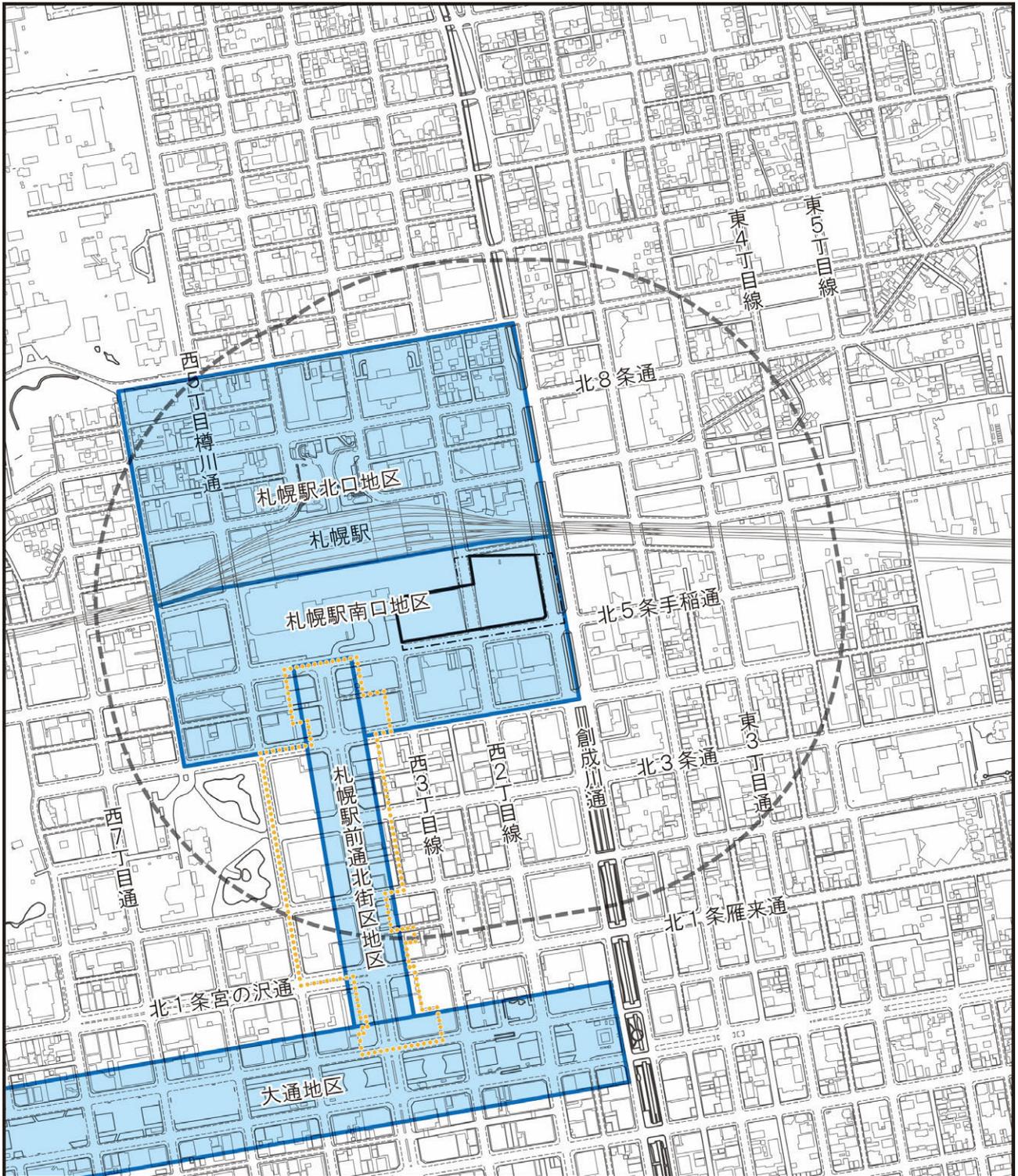
名称	施行時期
大通地区	昭和63(1988)年4月1日施行
札幌駅前通北街区地区	平成4(1992)年8月1日施行 [変更]平成23(2011)年12月1日施行
札幌駅南口地区	平成15年(2003)年4月1日施行 [変更]平成23(2011)年12月1日施行
札幌駅北口地区	平成16(2004)年6月1日施行

出典：「景観法に関する届出」(札幌市 令和3年5月閲覧)

4) 札幌市景観条例に規定する都市景観形成基準及び地域景観形成基準

札幌市景観条例では、第12条第2項の規定により景観計画重点区域においては都市景観形成基準を定めるものとし、また、第42条の5第1項の規定により景観まちづくり推進区域においては地域景観形成基準を定めることができるとされている。

事業区域は、図8.1.12-5に示したとおり「札幌駅南口地区」の景観計画重点区域に含まれており、表8.1.12-8に示す都市景観形成基準が定められている。



- 凡例
- : 事業区域(予定)
 - : 施行区域(予定)
 - : 事業区域から500mの範囲
 - : 景観計画重点区域
 - : 景観まちづくり推進区域(札幌駅前通北街区地区)

注) 下記出典資料をもとに作成
 出典: 「景観法に関する届出」(札幌市)

図8.1.12-5 景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域



表8.1.12-8 事業区域における景観形成基準

地区	項目	景観形成基準
札幌駅南口地区	広場の演出	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場は、活気とやすらぎに満ちた人の広場として、出会い・集い・語らい・憩い・楽しむことができるよう演出する。
	敷地・緑地計画	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場からの空間の連続性を重視し、歩行者の視線レベルにある建築物の低層部の開放感を演出し、ゆとりある歩行者空間を創出するよう、建築物等の配置に配慮する。 ・歩行者にうるおいとやすらぎを与えるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、緑化に努める。特に道路側のオープンスペースは、緑化修景に配慮し、建築物等との調和を図る。 ・街区全体に緑があふれるよう、オープンスペースの緑化の他、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。 ・四季の彩りを演出するよう、植栽の種類や配置に配慮する。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場からの広がり感を演出するよう、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。 ・駅前広場からの空間の連続性を図るよう、隣り合う建築物の低層部の軒高、壁面線、敷地際のしつらえに配慮する。 ・歩行者が楽しさとやすらぎを感じられるよう、低層部にはショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等の設置に努める。 ・歩行者が文化・芸術にふれられるよう、低層部にはギャラリー・モニュメント・オブジェ等の設置に努める。 ・低層部の開放感を演出し、閉店後でも歩いて楽しくなるようしつらえる。 ・歩行者空間は、四季を通してすべての人が移動しやすいよう、形態や材質・段差解消等に配慮する。 ・目新しさや話題性でデザインするのではなく、時間とともに建築物等の味わいを深め、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。 ・窓等のガラス面には広告物等を掲出しない。ただし、ショーウィンドウや掲示スペースとして計画的に確保されているなど、良好な景観を損なわないものは除く。
	外壁の色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、周囲との調和や、連続する街並みに配慮する。 ・外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。 ・外壁の材質は、駅前広場や通りの質感・素材感との調和を心がけ、汚れが目立たない工夫をする。 ・なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。
	塔屋・附帯設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場や通りから見えないように計画する。 ・縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。 ・スカイラインを乱さない形状とする。
	夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ・夜の歩行空間を演出する照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。
	仮設物等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ・なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。
	自動販売機類	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機類は、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、駅前広場や駅前通に面して設置しない。
	景観の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建築物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。

出典：「札幌市景観計画」（札幌市）